# 議案第7号

北上市市税条例等の一部を改正する条例

(北上市市税条例の一部改正)

第1条 北上市市税条例(平成3年北上市条例第62号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	附則	附則
	(特別土地保有税の課税の特例)	(特別土地保有税の課税の特例)
	第18条 [略]	第18条 [略]
		(軽自動車税の環境性能割の非課税)
		第18条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において
		準用する場合を含む。) に掲げる3輪以上の軽自動車(自
		家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対して
		は、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日か
		ら令和2年9月30日までの間(附則第18条の6第3項にお
		いて「特定期間」という。)に行われたときに限り、第84
		条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を
		課さない。_
	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)
	第18条の2 [略]	<u>第18条の2の2</u> [略]
		2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の
		環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第
		446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。

- )又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を 同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受け る3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をすると きは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に 規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ 。)に基づき当該判断をするものとする。
- 3 知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う 軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額につい て不足額があることを附則第18条の4の規定により読み替 えられた第85条の6第1項の納期限(納期限の延長があっ たときは、その延長された納期限)後において知った場合 において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定 等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をし た者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者 の偽りその他不正の手段を含む。) により国土交通大臣の 認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土 交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるとき は、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に 係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定 によりその例によることとされた法第161条第1項に規定 する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者 とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用 する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第18条の6 [略]

2 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 法<u>附則第30条</u>に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第86条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

「略]

車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分 の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第18条の6 「略]

- 2 [略]
- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対す る第85条の4 (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規 定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行 われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とある のは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 法<u>附則第30条第1項</u>に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定<u>(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第86条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上 の軽自動車に対する第86条の規定の適用については、当該 軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽

自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1 日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、 次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	1,000円
<u>第2号ア(ウ) a</u>	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
<u>第2号ア(ウ)b</u>	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446 条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち 3輪以上のものに対する第86条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自 動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動 車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする

第2号ア (イ)	3,900円	2,000円
----------	--------	--------

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第21条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の 軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受け

第2号ア (ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
<u>第2号ア(ウ)b</u>	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン 軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第86条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
<u>第2号ア(ウ)b</u>	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第21条 市長は、軽自動車税<u>の種別割</u>の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適 る3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第87条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第89条及び第90条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動 車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を 乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の 適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期 限(附則第21条第2項の規定の適用がないものとした場合 の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税

- 用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額について不足額があることを第87条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税<u>の種別割</u>に関する規定(第89条及び第90条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動 車税<u>の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに100分の10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

の納期限とし、当該」とする。 (市民税の申告) (市民税の申告) 第25条 「略] 第25条 「略〕  $2 \sim 4$  「略]  $2 \sim 4$  「略] 5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を 受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたもの を有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書 を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事 項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定 める記載によることができる。 5 「略] 6 「略] 7 [略] 6 「略] 7 「略] 8 [略] (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第26条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規│第26条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規 定する申告書を提出しなければならない者(以下この条に 定する申告書を提出しなければならない者(以下この条に おいて「給与所得者」という。) で市内に住所を有するも おいて「給与所得者」という。)で市内に住所を有するも のは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の のは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する 支払者(以下この条において「給与支払者」という。)か 給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」とい ら毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規 う。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに 則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告 、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載 書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければ した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出し なければならない。 ならない。

(1) • (2) 「略]

(1) • (2) 「略]

(3) [略]

2~5 「略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書

第26条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項 第26条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項 に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この 条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所 を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項 の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等 支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年 金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公 的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならな V)

 $(1) \cdot (2)$ 「略] (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には 、その旨

(4) [略]

 $2 \sim 5$  「略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告 書)

に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施 行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203 条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項にお いて「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって 、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若し くは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的 年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6 第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条におい て「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年 金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公 的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならな 11

(1) • (2) 「略]

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場 合には、その旨

#### 「略] (3)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書 を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当 該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公 的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の 3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動が ないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者 が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承 認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところによ り、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載 すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は 法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する ことができる。

# 「略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出 の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の 5 第 5 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けて いる場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告 書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申 告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが できる。

## 「略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第27条 市民税の納税義務者が第25条第1項若しくは第2項 第27条 市民税の納税義務者が第25条第1項若しくは第2項

#### (4)「略]

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書 を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当 該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公 的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の 3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動が ないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者 が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承 認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところによ り、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載 すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は 法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する ことができる。

## 「略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出 の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けて いる場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告 書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申 告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが できる。

# 「略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提 出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定に よって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告し なかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過 料を科する。

2 · 3 「略]

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 税(第2号に該当するものにあっては、第46条の規定によ り課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。 )を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有 しない者については、この限りでない。
- (1) 「略]
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年 の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

「略]

附則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車 に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定す る車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車 両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経 過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割

の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出 しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によ り申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなか った場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する

「略] 2 · 3

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民 | 第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民 税(第2号に該当するものにあっては、第46条の規定によ り課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。 )を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有 しない者については、この限りでない。
  - (1) 「略]
  - (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者( これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場 合を除く。)
  - 「略]

附則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車 に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定す る車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車 両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経 過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割

に係る第86条の規定の適用については、当分の間、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

「略]

「略]  $2 \sim 4$ 

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第21条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 | 第21条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適 用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断 をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2 第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお いて同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

2 • 3 「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

に係る第86条の規定の適用については、当分の間、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

「略]

 $2 \sim 4$  「略]

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上 の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第86条の 規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日 から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当 該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の 軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適 用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断 をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2 第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお いて同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

2 · 3 「略]

(北上市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北上市市税条例の一部を改正する条例(平成28年北上市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の表5の項の第86条の改正規定、附則第18条の次に5条を加える規定(北上市市税条例附則第18条の6に係る部分に限る。)及び附則第20条の改正規定を次のように改める。

	改正前	
5	(軽自動車税の税率)	(種別割の税率)
	第86条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等	第86条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割
	<u>に対し</u> 、1台について、それぞれ当該各号に定める額とす	<u>の税率は</u> 、1台について、それぞれ当該各号に定める額と
	る。	する。
	(1) [略]	(1) [略]
	(2) 軽自動車及び小型特殊自動車	(2) 軽自動車及び小型特殊自動車
	ア 軽自動車	ア 軽自動車
	2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額	(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額
	3,600円	3,600円
	3輪のもの 年額 3,900円	<u>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</u>
	<u>4 輪以上のもの</u>	<u>(ウ) 4輪以上のもの</u>
	乗用のもの	<u>a</u> 乗用のもの
	<u>営業用 年額 6,900円</u>	<u>営業用 年額 6,900円</u>
	<u>自家用 年額 10,800円</u>	<u>自家用 年額 10,800円</u>
	貨物用のもの	<u>b 貨物用のもの</u>
	<u>営業用 年額 3,800円</u>	<u>営業用 年額 3,800円</u>
	<u>自家用 年額 5,000円</u>	<u>自家用 年額 5,000円</u>
	<u>専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</u>	<u>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円</u>
	イ 小型特殊自動車	イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,000円 その他のもの 年額 5,900円

(3) [略]

(軽自動車税の税率の特例)

第20条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60 条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対す る平成31年度分の軽自動車税に係る第86条の規定の適用に ついては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

- (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円
- (3) 「略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第18条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第85条の 4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	<u>100分の1</u>
第 3 号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第85条の4 (第3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の 間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」と する。

(軽自動車税<u>の種別割</u>の税率の特例)

第20条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第86条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上 の軽自動車に対する第86条の規定の適用については、当該 軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽 自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平 成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合 には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上 の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるもの に限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第

第2号ア (イ)	3,900円	4,600円
<u>第2号ア(ウ)a</u>	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
<u>第2号ア(ウ)b</u>	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

86条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上 の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に 対する第86条の規定の適用については、当該軽自動車が平 成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限 り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年 度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 北上市市税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条の表6の項の第42条の改正規定を次のように改める。

	改正前	改正後
6	(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
	第42条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321	第42条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321
	条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23	条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23
	項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、	項の規定による申告書 <u>(第10項、第11項及び第13項におい</u>
	第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの	て「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第
	規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあって	4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこ
	は遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同	れらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付に
	条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものと	あっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金
	みなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式に	又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があった
	よる納付書により納付しなければならない。	ものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4
		様式による納付書により納付しなければならない。
	2~9 [略]	2~9 [略]

- 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告 書記載事項が記載された納税申告書により行われたものと みなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用す る。
- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載 事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録が された時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他 の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用す ることが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規 定を適用しないで納税申告書を提出することができると認 められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申 告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、

当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段 の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段 の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で 定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添 付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長 に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の 申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようと するときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載し た届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、 法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の 翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国

法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、 この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、 第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若し くは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する 場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の 提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内 に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用 しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後 段の書類を提出したときは、この限りでない。

改正後

日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適

用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日

備考 改正部分は、下線の部分である。

改正前

日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適

用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日

文 正 的	<b>以正</b> 板
附則	附則
(市民税に関する経過措置)	(市民税に関する経過措置)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 第1条の規定による改正後の北上市市税条例(次条におい	3 第1条の規定による改正後の北上市市税条例(次条におい
て「新条例」という。) 第14条第1項及び第3項並びに第42	て「新条例」という。) 第14条第1項及び第3項並びに第42
条第10項から <u>第12項</u> までの規定は、前条第5号に掲げる規定	条第10項から <u>第17項</u> までの規定は、前条第5号に掲げる規定
の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同	の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同

前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条の表1の項の改正部分及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条の表2の項の改正部分及び次条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第1条の表3の項の改正部分及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第1条の表4の項の改正部分及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の北上市市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第25条第5号の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 2 2年新条例第26条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払いを 受けるべき北上市市税条例第25条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第26条の2第1項及び第2項に規定する 申告書について適用する。
- 3 2年新条例第26条の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第26条の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の北上市市税条例第15条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、 令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の北上市市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用 する。
- 第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の北上市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

北上市長 髙 橋 敏 彦

## 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市民税及び軽自動車税について所要の改正をしようとするものである。